

令和2年6月27日

## 定款を含めた規定類の新規制定ならびに改正の経緯について

(平成27年10月18日改正から令和2年6月27日改正まで、下線：重要事項)

### [定款]：令和2年6月27日改正

- 第15条の「代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。また、再任を妨げない。」と、任期について修正をした。また、4項も同様に「補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする」と、期間を修正した。  
⇒平成27年6月13日改正で、事業年度の期間との整合性を図る目的で改正したが、一般法人法との不整合がわかり、改めて法との整合性を図った。
- 第19条の「招集」において、3項を「ただし、書面若しくは電磁的方法又はファクシミリによって議決権を行使することができることとするときは、会日より2週間前までに通知を発する。」の文言を追記した。  
⇒書面もしくは電磁的方法またはファクシミリによる議決権行使の場合の一般法人法の定めに基づき明文化した。
- 第21条の「議決権」において、2項に「総会に出席できない社員は、あらかじめ招集通知に記載された議案について、理事会の決議に基づき書面若しくは電磁的方法又はファクシミリをもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。」を追記した。  
⇒総会に出席しない社員の議決権行使の方法として、書面もしくは電磁的方法またはファクシミリによる方法及び、委任状による表決方法についても明記した。
- 第27条の「監事の職務および権限」において、1項(5)の文言中の「理事長」を「会長」に修正した。  
⇒誤記に伴う文言を修正した。
- 第28条の「役員の任期」において、1項に「役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。」と、任期について修正をした。それに伴い2項の監事の任期と同一になったため、2項を削除し、3項4項を繰り上げた。  
⇒平成27年6月13日改正で、理事の任期のみ事業年度の期間との整合性を図る目的で改正したが、一般法人法との不整合がわかり、改めて法との整合性を図った。
- 第39条の「支部運営規約」において、1項の「～当該支部代議員を兼任する～」文言中の「が」を、「を」に置き換えた。  
⇒誤記に伴う文言を修正した。
- 第47条の「余剰金の分配の制限」において、見出しの文言を「剰余金の分配の制限」に修正した。  
⇒誤記に伴う文言を修正した。
- 第48条の「公告の方法」において、「本法人の公告は電子公告による。」と、公告方法を修正した。  
⇒法人の公告を官報ではなく電子公告に変更するために改正した。

## 5 規約について

[委員会規約]：平成 29 年 3 月 22 日改正

○第 2 条の「任務」において、1 項 (5) 事業委員会、(6) 国際委員会、(7) 災害研究・支援委員会、(8) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック推進委員会の 4 常設委員会の新設に伴う任務を追加明記した。

⇒ (5) 事業委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

- ア 公開セミナーなどの開催と受託研究を主たる業務
- イ 研究成果の公開、多様な分野の情報交換等に関する事業
- ウ 企業・自治体・国などが学会に依頼する研究などの受託業務

⇒ (6) 国際委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

- ア 諸外国との交流(セミナー・訪問)を行う事業
- イ 国際的な雑誌等の発行の業務
- ウ 翻訳などの業務

⇒ (7) 災害研究・支援委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

- ア 被災した地域の継続的な調査研究などの業務
- イ 被災した自治体及び福祉関連団体等への学会・学会員が蓄積した知財に基づく情報提供や助言
- ウ 調査研究や活動を報告するセミナーの開催の事業

⇒ (8) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック推進委員会（略称：オリパラ委員会という）は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。ただし、2022 年 3 月末までの時限付き常設委員会とする。

- ア オリパラ準備及びレガシー対応のための競技施設、交通施設、建築物、宿泊施設、まちづくりなどのバリアフリーの推進
- イ オリパラに関わる人材育成など、ソフト面のバリアフリーの推進
- ウ 上記に関する必要な研究、事業等

⇒ (9) 学術研究委員会が、「(5)」から「(9)」に繰り下げした。

[委員会規約]：平成 29 年 8 月 9 日改正

○第 4 条の「委員」において、1 項の「各委員会の委員は、正会員の中から理事会が選任し、会長が委嘱する。ただし、委員会活動を進める上で、非会員の委員を必要とする際には、理事会の承認を受けた上で、オブザーバー委員として会長が委嘱することができる。」と、ただし書きを追加明記した。

[支部運営規約]：令和 2 年 6 月 2 日改正

○第 6 条の「支部総会」において、4 項に「社会的な情勢等により必要な場合は、支部長の判断に基づき、支部会員に予め定められたメーリングリスト宛の電子メールによって議決を行うことができる。電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は支部長が投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、支部会員の投票で過半数の賛成をもって決する方法による。」と、文言を追加明記した。

## 9 規則について

[代議員選挙運営規則]：令和 2 年 4 月 28 日改正

○第 2 条の「代議員選挙日程」において、1 項に別紙に代議員選挙日程表について時系列で 11) ~13) を見直し改訂した。

⇒11)3 月中旬～下旬 理事会・代議員会にて、推薦代議員候補、理事監事候補、役員候補、常任委員長候補、特別研究委員長候補等の選任、各常設委員会および各支部の決算見込み数値と新年度事業計画・収支予算の報告、学会全体の仮決算および予算案の報告

⇒12)5 月上旬～中旬 定時社員総会前理事会にて、事業報告および決算と予算（最終案）承認

⇒13)5月中旬～6月中旬 定時社員総会にて、事業報告および決算報告、推薦代議員選任及び理事・監事選任（選挙年度のみ）、新年度事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資について承認。その後の理事会にて、役員選出・事務局長選出・常任委員長選出・特別研究委員長選出（選挙年度のみ）、並びに事業計画および収支予算の確認。

**[理事会・代議員会運営規則]：令和2年4月28日改正**

○第2条の「理事会および代議員会の開催」において、「選挙年は9月下旬（選挙日程）、12月下旬から1月初旬（選挙結果報告）の2回多く開催するものとする。」と、回数を2回に変更した。

**[支部・委員会会計規則]：平成27年10月18日改正**

○第2条の「支部支援費の支払いについて」において、1項の「学会本部（以下「本部」という。）は、総会が終わり次第、6月末までに各支部に支援費の半額を指定口座に振り込むものとする。（例：支援費8万円の場合、4万円を振り込み）」と、「～、4万円を振り込み」を追記した。

○2項の「残りの半額は本部で預かり、講師謝金が発生した場合はこの預かり金から支出するものとする。なお、支部より請求があった時に支払える上限は、本部支払い分を差し引いた金額とするが、2回目以降の支払いは自動的に振り込まれるものではなく、イベント企画と予算案または支援費の支払いが必要な状況の説明を事務局長に提出した後に、事務局長の承認を得て振り込むものとする。」と、3か所文言を修正した。

○5項の「「情報保障・保育託児費」は支援費とは別に、情報保障・保育託児を依頼する委託先（団体・個人）へ本部から直接支払うものとし、「情報保障・保育託児費」は目的以外には使用できない。」と、2か所文言を修正した。

○7項の「支部が理事会に会計報告をする時は支部支出である旨を報告する必要がある。出納帳をエクセルで管理し、2シート目に「本部支払い分」として記載し、会計報告に加算して作表するものとし、決算時の支援費の合計はシート1＋シート2となるようにする。」と、1か所文言を修正した。

○第4条の「会員への交通費と謝金について」において、1項の「原則として、会員への謝金支払いは不要とする。また、支部イベントの場合も支部会員（他支部会員も含む）を講師とした場合、謝金支払いは不要とする。～」と、1か所文言を追記した。

○2項の「アルバイトを雇う場合には、原則として参加者の参加費で、そのアルバイト代と交通費を賄うこととする。」と、1か所追記した。

○第6条の「学会誌の広告収入について」において、「学会誌への広告掲載に伴う広告収入については、次のとおりとする。

・賛助会員 30,000円（A4版1頁年間3号掲載）

10,000円（任意の1号のみ掲載）

・非会員 50,000円（A4版1頁年間3号掲載）

17,000円（任意の1号のみ掲載）

なお、広告収入は学会誌制作費用に充てるものとし、詳細は別紙「学会誌『福祉のまちづくり研究』広告募集要項」のとおりとする。」と、広告収入について追記した。

**[支部・委員会会計規則]：平成30年10月15日改正**

○第8条の「緊急助成金」において、「突発的に起こる地震等の災害に対する調査支援については、学会として災害研究・支援委員会を中心に取り組むこととし、調査支援費については学会予算積立金より上限30万円を限度とし、学会長の承認を得て緊急助成できるものとする。」と、条文を追記した。

○第9条の「緊急支援金」において、「突発的に起こる地震等の災害に対する支援については、物資並びに支援金を拠出するために、この目的により集められた寄付金等の中から被災地域支部長の下、学会長の承認を得て緊急支援できるものとする。ただし、支援予算は集められた寄付金等の総金額内とする。」と、条文を追記した。

**[支部・委員会会計規則]：令和2年6月12日改正**

○学会誌年2回発行に変更に伴い、第6条の「学会誌の広告収入について」において、金額修正した。  
⇒「学会誌への広告掲載に伴う広告収入については、次のとおりとする。

- ・賛助会員 30,000 円 (A4 版 1 頁年間 2 号掲載)  
15,000 円 (任意の 1 号のみ掲載)
- ・非会員 50,000 円 (A4 版 1 頁年間 2 号掲載)  
25,000 円 (任意の 1 号のみ掲載)

○第 7 条の「査読に対する謝礼」において、査読者への謝礼金額を修正した。

⇒「論文委員会から査読論文の依頼に対し、査読者への謝礼は 1 論文 2,000 円とする。」

○別紙「日本福祉のまちづくり学会 会誌『福祉のまちづくり研究』広告募集要項」において、8 か所修正変更をした。

⇒「1. 発行時期、部数、購読者層

■毎年 1 巻 2 号発行

1) 3 月 15 日 2) 9 月 15 日

■発行部数 800 部

⇒「2. 料金と掲載場所

■賛助会員

A4 版 1 ページ

年間 2 号掲載 30,000 円

任意の 1 号のみ掲載 15,000 円

■一般

A4 版 1 ページ

年間 2 号掲載 50,000 円

任意の 1 号のみ掲載 25,000 円

⇒「4. 原稿締切

■発行する号の前月の 1 日

例：3 月 15 日発行の場合 2 月 1 日

#### [論文応募規則]：令和 2 年 6 月 12 日改正

○論文応募規則の見直しを行った。

⇒第 2 条の「応募資格」において、「応募資格者(筆頭著者)は日本福祉のまちづくり学会個人会員とする。連名者に非会員を含む場合、非会員 1 名につき 10,000 円が論文掲載料に加算される。」

⇒第 4 条の「論文の種類、および連続する応募の取扱い」において、1 項 4)の「連続した数編を応募する場合には、さきの編の査読完了後、続編が受理される。」と、1 か所文言を修正した。

⇒第 5 条の「原稿の体裁」において、2 項の「論文本文の前に和文要旨(300 字)、英文要旨(200 ワード)およびキーワード(3~6 つまで)を添える。」と、1 か所文言を追記した。

⇒3 項の「論文は、12 頁を限度とする。」と、文言を修正した。

⇒4 項の「執筆の詳細は、「執筆要項」(別紙 1)を参照する。」と、「別紙 1」を追記した。

⇒第 6 条の「投稿論文の提出」において、1 項の「投稿論文は、執筆要項に沿って作成したもの 3 部(コピー可)に、論文等投稿前チェックリスト(別紙 2)を付して提出する。採用決定後、最終原稿 1 部および原稿から図表を除いたプレーンテキストファイル(図表の説明を簡単に入れること)を提出する。」と、文言を追加修正した。

⇒第 7 条の「論文の採否」において、2 項 4)の「~不当とする理由を明記して、学会論文委員長あてに異議申し立てをすることができる。」と、異議申し立て先を明記した。

⇒第 9 条の「著作権」において、5 項の「学会は、学会に利用を許諾された本著作物を学会が掲載を承認した電子ジャーナルに掲載することができる。」と、文言を修正した。

⇒第 10 条の「投稿原稿の掲載」において、「査読完了後、採用された論文は、電子ジャーナルに掲載される。」と、条文を修正した。

⇒第 11 条の「論文査読料・掲載料」において、「応募者から論文査読料は徴収しない。査読完了後採用された論文は、論文掲載料として 6 頁まで 20,000 円、8 頁まで 30,000 円、10 頁まで 40,000 円、上限 12 頁まで 60,000 円を徴収する。」と、条文を修正した。

- 別紙1「日本福祉のまちづくり学会論文執筆要項」において、14か所修正変更をした。
- ⇒「1. 原稿登録の形態(3) 原稿はA4版4~12枚とする。」と、文言修正した。
  - ⇒「2. 原稿の書式・規格と論文等の構成(1) 原稿規格a) A4判の用紙~」と、サイズ変更した。
  - ⇒「3. 題目、著者名、脚注などの書式(2) 表題a) 表題は、和文表題を先に、次行に英文表題を記述する。1頁目の4行目までに、~」と、文言修正した。
  - ⇒「3. 題目、著者名、脚注などの書式(3) 氏名、氏名は、和文氏名を先に、次行に英文氏名を記述する。1頁目の5~6行目に、~」と、文言修正した。
  - ⇒「4. 本文(1) 本文の書き方a) 本文および数式は明瞭に記入する。文字は10.5ポイントを基本とし、明朝体を用いること。英数字は文字数にかかわらず原則半角とする。」と、文言修正した。
  - ⇒「4. 本文(1) 本文の書き方e) 章・節・項、章・節・項の書き方は、以下の通りとする。  
章：1.、2.、3.、・・・として3行とり、ゴシック体(もしくはそれに準じたフォント)で、記述する。節：(1)、(2)、(3)、・・・として節に入る前の1行を空白行とする。~」と、文言修正した。
  - ⇒「4. 本文(3) 図・表・写真b) 図・表の文字と記号等は印刷仕上りの大きさ(A4判)で、8ポイント(文字高さ約2.8mm)程度で作成すること。」と、文言修正した。
  - ⇒「6. その他(1) 不備な原稿等の返却、論文応募規則、本執筆要項、版下原稿執筆の手引きの下記に示す事項を守っていない論文は事務的に返却する。」と、文言修正した。
  - ⇒「6. その他(1) 不備な原稿等の返却b) 非会員が筆頭著者であるものf) 提出原稿の部数・論文等投稿前チェックリスト等の添付文書等の不備なもの」と、文言修正した。
  - ⇒「6. その他(2) 最終原稿の提出、最終原稿のデータファイルは「アクセシビリティチェック済みWord文書から出力されたPDF」を推奨する。作成方法は本要項巻末を参照すること。また、原稿から図表を除いたプレーンテキストファイル(図表の説明を簡単に入れること)を提出すること。」と、追加修正をした。
- 別紙1「参考」において、「○アクセシブルPDFの作成にあたり(Word利用の例)「アクセシビリティチェック済みWord文書から出力されたPDF」は読み上げソフトに対応するための配慮であるため、可能な範囲で対応に協力いただきたい。以下にその作成例を示す。なおPDFファイルは、執筆者の意図した通りに印刷されることを確認する。」と、追記した。
- ⇒「(1) アクセシビリティチェック済みWord文書から出力されたPDF、(2) アクセシビリティチェック、(3) 図表のタグの入力方法」と、追記した。さらに別紙2「論文等投稿前チェックリスト」を追記した。

#### [全国大会運営規則]：平成28年8月5日改正

- 第10条の「大会参加者補償対応」において、「大会開催にあたって、期間中の参加者、スタッフ、実行委員全員に対するケガ等による傷害補償として、行事参加者補償制度費用付帯の団体総合保障制度費用保険等に加入することとする。ただし、補償額の目安は、概ね災害死亡補償500万円程度、療養補償保険金額入院日額5000円程度、通院日額3000円程度とする。」と、条文を追記した。

#### [全国大会運営規則]：平成30年8月9日改正

- 第6条の「大会支援費の支払いについて」において、「学会本部(以下「本部」という。)は、社員総会が終わり次第、支部で組織された実行委員会が正式に立ち上げられ、振込口座が開設された段階で、大会支援費として、30万円を指定口座に振り込むものとする。」と、大会支援費を1回30万円に変更した。
- 第8条の「実行委員の実行委員会への参加のための交通費について」において、「実行委員会への参加のための交通費については、予算において可能な範囲内で、全国大会予算から実費を支出することができるものとする。」と、条文を追記した。

#### [事業委託会計規則]：令和2年4月28日新規制定

- この会計規則は、学会本部・各委員会・各支部における外部団体より受託する研究調査等の事業委託費に関して、会計上の処理についての事項を定めた。
- ⇒目的、受託について、事業委託費の繰越について、規則の変更についての4条で構成。

平成 27 年 6 月 13 日

## 定款を含めた規定類の新規制定ならびに改正の経緯について

(平成 26 年 6 月 28 日改正から平成 27 年 6 月 13 日改正まで、下線：重要事項)

### [定款]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 5 条の「法人の構成員」において、法人会員ならびに賛助会員との違いがあまりなく、わかりにくい表現になっていた。  
⇒法人会員と賛助会員を統合し、「賛助会員」に一本化した。  
⇒第 9 条の 5 項の「法人会員並びに」を削除した。  
⇒2 項の「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」箇所の誤記を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に訂正した。
- 第 14 条の「代議員」において、5 項「代議員選挙規約は社員総会の承認を受けなければならない」を削除した。  
⇒他の規約などとの整合性を図った。
- 第 22 条の「決議」において、2 項の文言中の「各候補者ごと」の箇所を訂正した。  
⇒「各」を削除し、「候補者ごと」とした。
- 第 32 条の「権限」の 3 項において、文言の統一をした。  
⇒「規則」を「規定」に変更した。
- 第 34 条の「決議」において、3 項の文言の言い回しで助詞の変更を行った。  
⇒1 か所「の」を「を」に変更し、() 書きの位置をずらした。
- 第 38 条の「支部規則、支部長」において、文言の統一をした。  
⇒「支部規則」を「支部規定」に、「細則」を「規約」に、「運営規定」を「運営規則」に変更した。
- 最後に改定歴を記載するようにした。

### [定款]：平成 27 年 6 月 13 日改正

- 第 14 条の「代議員」において、2 項(4)「選挙代議員及び支部代議員による」の文言を削除した。  
⇒推薦代議員は現理事会を中心として選任。他の規約などとの整合性を図った。
- 第 15 条の「代議員の任期」において、1 項及び 4 項で「代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度末までとする。」に変更した。  
⇒代議員の任期を事業年度と同一とし、2 年度を任期とする。事業年度との整合性を図った。
- 第 24 条の「役員の設置」において、1 項(1)の「理事 10 名以上 20 名以内」を「理事 10 名以上 25 名以内」に変更した。また、3 項の副会長の選任人数を「4 名」から「5 名以内」に変更した。  
⇒理事の増員を図るため。
- 第 28 条の「役員の任期」において、1 項で「役員の任期」を「理事の任期」と「監事の任期」の 2 項に分割した。1 項は「理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度末までとする。ただし、再任は妨げない」に変更し、2 項として「監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」と従来の定款規定通りで 2 項に追加した。  
⇒役員のうち理事の任期を 2 事業年度と同一にすることによって、事業年度の期間と整合性を図り、定款の任期を短縮した。また、役員のうち監事の任期については、一般社団法人等に関する法律の規定（第 67 条第 1 項）が強行法規であるため従来の定款規定のとおりとし、条文中の号数を整理した。
- 第 48 条の「公告の方法」において、文言に誤植があり「して」を削除した。

## 5 規約について

### [代議員選挙規約]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 6 条の「推薦代議員の選出方法」において、「推薦すべき代議員候補数を 3 名以内」を明記した。2 項においても「被推薦者数 10 名以内」を明記した。
- 第 6 条の「推薦代議員推薦用紙」を別紙として、本規約に添付した。
- 第 7 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

### [代議員選挙規約]：平成 27 年 3 月 5 日改正

- 第 3 条の「選挙に関する事項の決定」において、「選挙告示日の 2 か月以上前までに」を「1 か月」に変更した。
- 第 6 条の「推薦代議員の選出方法」において、「学会長が現行の各理事からの推薦を受け」を「現行の各理事ならびに選挙選出代議員からの推薦を受け」に実態に合わせ修正した。

### [会員規約]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 規約名を「会費規約」から「会員規約」に変更した。
- 第 2 条の「入会」について規定した。  
⇒入会承認は理事会での承認であるが、開催時期がずれる場合は今回承認予定の理事会・代議員会運営規則第 3 条記載の「メール理事会」においても承認できる旨を追加した。
- 第 3 条の「入会金」において、定款の「法人の構成員」の変更に伴い、法人会員を削除し、一本化した賛助会員については、入会金を免除とした。
- 第 5 条の「会費」についても、法人会員を削除した。
- 第 6 条に「賛助会員の特典」として、9 項目の特典を追加明記した。  
⇒入会金の免除、会員向けのメール情報の配信、学会誌の配布、全国大会参加の際会員価格が適用される、全国大会での連名者に、法人・団体に所属されている方はなることができる、全国大会以外の講習会や研究会などに法人団体に所属されている方は何人でも参加できる、学会誌の賛助会員名簿欄に掲載される、学会HPの賛助会員名簿欄に掲載される、学会HPに法人団体へのリンクも可能、学会誌広告への掲載料が割引価格が適用されるなど、10 項目の特典を明記した。
- 第 8 条に「学会誌購読会員について」を追加した。  
⇒学会員にならずとも学会誌の購読できる仕組みを規定化し、特に学生に対する優遇処置を明記した。
- 第 10 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

### [委員会規約]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 2 条の「任務」において、4 項の最後に「等」を追加明記した。
- 第 6 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

### [委員会規約]：平成 26 年 12 月 23 日改正

- 第 2 条の「任務」において、(3)項の学会賞選考委員会の事項を追加明記した。

### [支部運営規約]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 3 条の「支部の名称及び支部の地域」において、「本会」の表現を「学会本部の下に理事会の議決を経た」に変更した。
- 第 9 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

### [倫理規約]：平成 26 年 6 月 28 日新規制定

- 倫理規範に関し、規約として定めた。  
⇒学会としての目的について、社会的責任について、公正な活動について、法令の遵守について、契約の遵守について、情報の公開について、利益相反の回避について、公平性の確保について、研究対象研究協力者などの保護について、職務環境の整備について、教育と啓発について、規約の変更についての 12 条で構成されている。

## 7 規則について

[代議員選挙運営規則]：平成 26 年 6 月 28 日新規制定（内規程度にルール化されていた。）

- 過去の内規資料をベースに、代議員選挙規約に基づく代議員選挙の運営方法についての事項を定めた。
- ⇒目的、代議員選挙日程について、代議員選挙立候補資格について、代議員選挙投票について、規則の変更についての 5 条で構成されている。

[代議員選挙運営規則]：平成 26 年 12 月 23 日改正

- 第 2 条の「代議員選挙日程」において、1 項に別紙に代議員選挙日程表について追加した。また、5 項に投票に関する情報保障について規定追加した。
- ⇒第 4 条の「選挙期間中の禁止事項」について、MM：メールマガジンによる選挙運動は禁止であるが、学会活動そのものはできるよう緩和修正した。
- ⇒第 5 条の「代議員選挙投票」において、2 項に定員以下の候補者は無投票当選とした文言に変更した。
- ⇒第 6 条の「選挙代議員選挙結果」において、開票結果での同率者の扱いについて明記した。

[代議員選挙運営規則]：平成 27 年 3 月 5 日改正

- 別紙 1 の「代議員選挙日程表」において、時系列で見直し改定した。

[理事会・代議員会運営規則]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 過去の内規資料をベースに、理事会および代議員会における開催時期、内容およびに代議員選挙規約に基づく代議員選挙の運営方法についての事項を定めた。
- ⇒目的、理事会および代議員会の開催について、メール理事会について、出席時の交通費について、交通費の宿泊請求について、その他について、規則の変更についての 7 条で構成されている。
- ⇒第 2 条の「理事会および代議員会の開催」において、定期の開催回数とおおむねの時期について明記した。
- ⇒第 3 条の「メール理事会」において、メールによる理事会を「会長による宣言等」、条文の通りに行うことで、正式な理事会として扱うことのできる条文として、追加明記した。
- ⇒第 6 条の「その他」において、特別な事由がある場合には会長副会長の協議により、本規則の基準外の支出を認める条文を追加明記した。
- ⇒第 7 条に「規則の変更」として、「この規則の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

[理事会・代議員会運営規則]：平成 27 年 3 月 5 日改正

- 第 2 条の「理事会および代議員会の開催」において、選挙年度を含めて理事会の開催時期の修正をした。
- ⇒第 4 条の「出席時の交通費」において、年 2 回までの上限と、社員総会時の未支給の交通費の制限を緩和した。

[支部・委員会会計規則]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 過去の内規資料をベースに、学会の各委員会・各支部における運営に関して、必要な経費（支部支援費、講師謝金、交通費）についての事項を定めた。
- ⇒目的、支部支援費の支払いについて、講師が非会員である場合の交通費と謝金について、会員への交通費と謝金について、学会誌への原稿依頼に対する執筆者が非会員である場合の謝金について、その他について、規則の変更についての 7 条で構成されている。
- ⇒第 2 条の「支部支援費」において、3 項の理事会は理事会・代議員会運営規則第 3 条記載のメール理事会を含む旨の文言を追加明記した。
- ⇒第 3 条の「講師が非会員である場合の交通費と謝金について」において、2 項の「源泉徴収税額は所得税法に定められた額とする。」を修正明記した。また、非会員講師への基本謝金額を期間、時間に関わらず 10,000 円とする旨の文言を修正明記した。
- ⇒第 4 条の「会員への交通費と謝金について」において、1 項の会員への交通費は、100km を超える場合のみ支払うことを原則にした条文を追加明記した。また、2 項のアルバイトを雇う場合に参加者の参加費をもって、アルバイト代と交通費を支払う旨の条文を追加明記した。
- ⇒第 5 条の「学会誌への原稿依頼に対する執筆者が非会員である場合の謝金について」において、執筆



者が会員の場合は謝金不要とし、非会員の場合は1頁4,000円とし上限額を20,000円とした旨の条文を追加明記した。

⇒第6条の「その他」において、特別な事由がある場合には会長副会長の協議により、本規則の基準外の支出を認める条文を追加明記した。

⇒第7条に「規則の変更」として、「この規則の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

#### [事務局運営規則]：平成26年6月28日改正

○過去の内規資料をベースに、本法人の定款第37条に基づく学会事務局の事務、職務ならびに事務局員の事務所経費の支給または支払いについての事項を定めた。

⇒目的、事務局職務について、学会後援およびメールマガジン配信の扱いについて、臨時職員等の任用および給与・手当等の支払いについて、業務出張旅費について、講演料等諸謝金について、諸経費について、職員給与特別手当について、その他について、規則の変更についての10条で構成されている。

⇒第2条の「事務局職務」において、1項の事務処理の一部外部委託についての条文と、2項の職務及び役割を9項目の文言を追加明記した。

⇒第3条の「学会後援およびメールマガジン配信の扱い」において、1項で講演依頼を受けた際の判断処置について追加明記した。また、2項で他の団体よりメールマガジン配信依頼を受けた際の判断処置についても追加明記した。

⇒第4条の「臨時職員等の任用および給与・手当等の支払い」において、別紙「事務局臨時職員時間単価表」の単価の見直しを行った。

⇒第6条の「講演料等諸謝金」において、支部・委員会会計規則の第3条「講師が非会員である場合の交通費と謝金について」と、同一内容の条文を修正明記した。

⇒第8条の「職員給与特別手当」において、「事務局員において12か月以上の継続勤務がある場合、この間の平均給与の1か月分の特別手当を支給する」旨の条文を追加明記した。

⇒第9条の「その他」において、特別な事由がある場合には会長副会長の協議により、本規則の基準外の支出を認める条文を追加明記した。

⇒第10条に「規則の変更」として、「この規則の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

#### [論文応募規則]：平成26年6月28日改正

○論文応募規定、論文執筆要領、報告等応募規定をまとめ見直し、論文応募規則に集約した。

○この論文応募規則は、論文応募に関して応募資格や応募方法、査読の判断方法等についての事項を定めた。

⇒従来の論文応募規定、論文執筆要領、報告等応募規定の条文文言を、目的、応募資格について、論文内容について、論文の種類および連続する応募の取扱いについて、原稿の体裁について、投稿論文の提出について、論文の採否について、討論の採否について、著作権について、電子図書館への掲載について、論文の体裁について、査読料について、別刷について、論文の送付先・問合せ先について、規則の変更についての15条に構成し直した。

⇒第12条の「査読料」において、「応募者からは査読料としては徴収しない。査読完了後採用された論文は論文掲載料として20,000円、刷上り頁数が基準頁数の8頁を超過した場合は超過頁料として1頁につき3,000円を加算する。」に修正明記した。

⇒第14条の「論文の送付先・問合せ先について」において、東洋大学から(株)国際文献社内に変更した。

#### [全国大会運営規則]：平成26年6月28日新規定

○この運営規則は、全国大会の開催場所、開催時期、運営方法についての事項を定めた。

⇒目的、開催場所について、開催時期について、大会実行委員会組織の発足について、運営方法について、大会支援費の支払いについて、予算および会計について、シンポジウムや討論会の講演者への交通費と謝金について、アクセスビリティーについて、その他について、規則の変更についての11条で構成されている。

⇒第5条の「運営方法について」において、詳細な大会運営方法は別添「全国大会関係様式集」「運営マ

ニュアル」に基づいて進めることを明記した。

⇒第9条の「アクセシビリティ」において、「大会運営者は情報保障や保育の準備があることを示し、大会参加者にどんな情報がどこまで必要か、保育の有無などについて、確認を行い必要に応じ適切に対応することとする。」という条文を追加明記した。

[学会賞運営規則]：平成26年6月28日改正

○従来の規定に対し様式を整えた。

⇒目的、名称について、表彰対象について、応募書類について、表彰方法について、選考方法について、応募手続きについて、選考委員会について、事務局について、規則の変更についての10条で構成されている。

[学会賞運営規則]：平成26年12月23日改正

○第6条の「選考委員会について」において、選考委員会の開催について修正した。また、公募先の変更をした。